

秩父市マイナンバーカード出張申請受付実施要項

秩父市では、マイナンバーカード取得促進のため、市職員が市内の企業や地域団体等に出向き、顔写真の撮影からマイナンバーカード申請までの手続きをサポートする「出張申請受付」を行います。

後日、出来上がったマイナンバーカードは、本人限定受取郵便で自宅に送付（申請から1か月程度かかります）するため、申請者は市役所へ出向くことなくカードを受け取ることができます。

1. 対象団体

- (1) 市内に事業所・事務所などを置く企業等
- (2) 市内の団体等（町会・各種サークル活動団体など）

2. 実施日時

平日の午前9時～午後4時の間で調整

※年末年始・祝祭日を除く

※3月～4月、12月21日～1月15日の期間内での実施は要相談

3. 申請にあたっての条件

申し込みの際には、以下の点を承諾のうえ、「秩父市マイナンバーカード出張申請申込書（様式1）」と「秩父市マイナンバーカード出張申請受付者名簿（様式2）」を実施希望日の2週間前までに事前提出（電子メール、FAX又は郵送等）すること。

【企業・地域団体】

- (1) 申請予定者が5名以上のグループであること。
- (2) 申請予定者の住所・氏名・生年月日を記入した「秩父市マイナンバーカード出張申請受付者名簿（様式2）」を事前提出できること。
- (3) 申請予定者から交付申請書（QRコード付き）の事前印刷について了承を得ること。
- (4) 申請会場に駐車場があること。
- (5) 申請団体において会場、机、いすなどの備品及び本市が持参するパソコンやプリンタ等の電源（コンセント）の準備ができること。個人情報を取り扱うため、プライバシーに配慮した申請用顔写真撮影スペース及び申請受付スペースが準備できること。
- (6) 次に関する周知、広報を申請団体内で行うこと。
 - ① 実施日時、会場
 - ② 実施時に持参する書類
 - ③ マイナンバーカードの交付申請が可能な人の条件（下記【申請できる方】参照）

【申請できる方】

- (1) 秩父市内に住民登録があること。
- (2) 申請日から2か月以内に秩父市外への転出予定がないこと。
- (3) 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと。
- (4) 実施日当日、申請者本人が会場に来ることができること。
 - ※15歳未満の方及び成年被後見人の場合は法定代理人の同伴が必要です。
- (5) 申請時に必要書類を持参・提出できること。
- (6) マイナンバーカードに設定する暗証番号を、市職員が入力することに了承いただけること。
 - ※暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードもあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
- (7) 本人限定受取郵便の受け取りが可能であること。

4. 実施時に持参する書類

- (1) 通知カードまたは個人番号通知書（お持ちの方のみ。通知カードは当日回収します。）
- (2) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。当日回収します。）
- (3) 申請者の本人確認書類(原本)
 - ※(1)の有無により必要な書類が異なります。
 - ※15歳未満の方及び成年被後見人の場合は、法定代理人の本人確認書類もご用意ください。

【本人確認書類の組み合わせ】

通知カード・個人番号通知書 有	通知カード・個人番号通知書 無
A書類1点 B書類2点	A書類2点 A書類1点+B書類1点

【本人確認書類】（現在の氏名・住所等が記載されている有効期間内のもの）

A書類	(顔写真付きのもの) 住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート(旅券)、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など
B書類	(「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されているもの) 各種健康保険証、年金証書、年金手帳、生活保護受給者証、こども医療費受給者証、母子健康手帳、学生証、社員証 など

- (4)通知カード紛失届（通知カードをお持ちでない方のみ）
- (5)住民基本台帳カード返納（亡失）届（住民基本台帳カードをお持ちの方のみ）
- (6)個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
- (7)マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書（顔認証マイナンバーカード希望の方で、マイナンバーカードの健康保険証利用を希望の方のみ）

5. 申請から交付までの流れ

(1)申請と実施の準備

- ①実施希望日の2週間前までに「秩父市マイナンバーカード出張申請申込書(様式1)」と「秩父市マイナンバーカード出張申請受付け者名簿(様式2)」を市民課マイナンバー担当に提出します。(電子メール、FAX、郵送等)
- ②市担当からご連絡しますので、日程調整をお願いします。
- ③申し込み団体で必要書類(4. 実施時に持参する書類(4)～(7)及び説明資料等)を市ホームページからダウンロードして、申請者に周知を行ってください。
※ダウンロードが難しい場合はご連絡ください。
- ④申請者は実施日までに必要書類の準備をお願いします。

(2)実施日当日

- ①実施時間の30分～1時間前に市職員が訪問しますので、実施会場の設営をお願いします。
- ②申請者の案内、誘導をお願いします。
- ③市職員が、持参書類を確認して本人確認を行い、顔写真の撮影をして、申請を受け付けます。

(3)交付

- ①申請から約1か月後に、市にマイナンバーカードが届きます。
- ②到着したカードに市職員が暗証番号の設定を行い、本人限定受取郵便で郵送します。
郵便局から届く本人様宛の到着通知書の案内に従い、マイナンバーカードをお受け取りください。
※顔認証マイナンバーカードには暗証番号の設定は行いません。
- ③申請者全員がマイナンバーカードを受領したら、代表者は報告書を提出してください。

6. その他

- (1)申請順に対応させていただきますので、申請多数の場合は実施するまでに時間を要する場合がございます。
- (2)その他の事項については、市と打ち合わせをして決定します。

お問い合わせ先

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

秩父市役所市民課 マイナンバー担当

TEL : 0494-22-5348(直通) FAX : 0494-23-4248

E-MAIL : shimin@city.chichibu.lg.jp